

総合事業 ～自分らしい生活続けるために～

★『総合事業』とは？

総合事業(介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められている。)とは、高齢者の介護予防と自立した生活の支援を目的とした事業で、『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』の2つからなるもの。

★『介護予防・生活支援サービス事業』とは？

【対象者】

- ①要支援1・2の方
- ②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票で、どのような介護予防に取り組めばよいか分かるもの。

【サービスの種類】

- ①介護予防ケアマネジメント
・高齢者あんしん相談センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランの作成を受けるサービス。
- ②訪問型サービス
・掃除、洗濯などを一緒に行い、できることを増やすよう日常生活上の支援を受けるサービス。
- ③通所型サービス
・機能訓練や集いの場など通所型のサービス。

★『一般介護予防事業』とは？

【対象者】

65歳以上のすべての方、およびその支援の活動に関わる方

【サービスの内容】

- ①介護予防が必要な方の把握
・地域の実情に応じて収集した情報などを活用して、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする方を把握して、介護予防活動へつなげるもの。
- ②介護予防教室の開催
・筋力トレーニング教室、口腔機能向上教室などの開催。
- ③地域の集いの場の支援
・地域住民が主体となった集いの場の育成や支援。

★犬山市での利用状況

●利用者 251人 (平成30年3月31日時点)